

2022年7月19日

埼玉地方最低賃金審議会委員 各位

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部

執行委員長 林 博義

## 2022年度埼玉地方最低賃金改定に当たっての意見

労働者と県民の生活改善のため、ご尽力されている貴会に対し敬意を表します。

7月1日、令和4年(2022年)埼玉地方最低賃金審議会が開催され、貴会に対し諮問されました。これを受けて、近々、貴会から答申がなされるものと承知しております。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻やコロナ感染症拡大などの影響により、物価が高騰し県民生活は極めて深刻な情勢の下での審議となります。そのために、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金への最低賃金法改正は急務となっています。是非、埼玉地方最低賃金審議会委員におかれましては審議と議論を尽くして下さることを強く要請致します。

### 1. 賃金・可処分所得減少、物価高の二重苦

25年以上にわたり、労働者の実質賃金が下がり続けていること、そして可処分所得はこの20年間で11%も低下しています(総務省調査)。可処分所得の減少は、賃金がほとんど上がらないことと併せ、消費税増税や社会保険料の連続的な引き上げにより、実質的な賃金が減っていることが要因です。さらに、2年以上にわたるコロナ禍、そして昨年からの物価の上昇により、労働者と国民生活は困難を極めています。特に、最賃近傍の非正規労働者、年金減少による高齢者の生活に深刻な影響が出ています。

特に、消費者物価は生活に欠かせない基礎的支出が前年同月比4.7%(2020年5月)も上昇し、ガソリン価格は2年間で約40%も高騰しています。この基礎的支出や光熱費、エネルギーの高騰は最低賃金近傍で働く非正規労働者にとって深刻です。コロナ禍で雇い止めやシフト勤務カットなど、非正規労働者、特に非正規の女性労働者はコロナ禍で厳しい生活を強いられました。二重苦どころか、三重にも苦しめられています。

2021年度の埼玉県の最低賃金引上額は28円でしたが、2020年度は2円の引き上げと低額になったことから、この2年で年平均15円しか上がらなかったこととなります。政府目標の3%にも遠く及びません。物価高騰の中で、今年度については大幅に最低賃金を引き上げる答申を示すことが求められます。

### 2. ジェンダー平等実現と女性の貧困を減らす

多様な業種で働く労働者が結集する私たち全労連・全国一般埼玉地本では、コロナ禍で、最も大きな負担を強いられたのは、商業サービスなどで働く女性労働者です。全国一般に加盟するリユース事業や自治体委託で働くパート労働者の多くは、最低賃金が上がらないと賃金が上がりません。この最賃近傍で働くパート労働者は、家計を

支える働き手になっています。

単身女性の貧困が大きな問題となっていますが、配偶者がいても妻の収入がなくては生活が成り立たない家庭が増えています。いわゆる「女性非正規＝家計補助」理論は誤りであることが明確になっています。和光大学・竹信三恵子名誉教授の報告によれば、「妻の収入が世帯収入に占める割合」は、世帯収入 500 万円未満で正規労働者で 74.6%、非正規で 37.6%となっています（「コロナウィルスと雇用・暮らしに関する NHK・JLPT 共同調査」）。この調査では、妻の収入が家計収入の 4 割以上を占めていて、妻の収入無しには生活できないことを明らかにしています。家計収入に占める妻の収入割合が高いことは、出生率に大きな影響を与えています。

女性労働者の社会的役割が重視されていますが、女性のうち非正規労働者の割合は約 58%と多数を占めていて、女性の貧困の改善とともに、ジェンダー平等社会の実現の第一歩は最低賃金を大幅に引き上げることです。最低賃金の大幅引き上げこそ、男女格差の是正と女性の権利を守ることに繋がると確信します。

### 3. 最低賃金問題と中小企業支援は一体で

閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（実行計画）では、「安価な労働力供給に依存して」生産性を高めてきたことや、「可処分所得の伸びが十分でない」事を指摘しています。その上で、賃上げ税制の活用を掲げていますが、利益が出ている大企業や中小企業は恩恵があっても、多数を占める利益の出ない中小企業にとっては意味がある税制とは考えられません。

中小企業への調査で明らかのように、赤字であっても支払う必要のある消費税や社会保険料の企業負担分が重荷であることから、消費税減税や社会保険料の企業負担の軽減こそが有効な方法であると考えます。

また、「最低賃金を上げると雇用が減る（失業が増える）」という経済学者の主張に対して、今年のノーベル経済学賞で David Card 氏など 3 氏が受賞した労働経済学で、「最低賃金引き上げは雇用減に影響がなく、むしろ雇用安定につながる」という研究結果が明らかになっています。日本でも同様の研究結果が報告されています。

最低賃金の大幅引き上げで、個人消費を引き上げることこそ、コロナ後の日本経済を立て直すもっと重要な経済施策です。

私たちは一貫して「雇用も生活も守る」「最低賃金の円滑な引き上げには中小企業支援策が欠かせない」と主張してきました。コロナによる「自粛と補償はセット」と同様に、「最賃制度改善と中小企業支援はセット」です。法整備と行政の力で、中小企業でも大幅な最低賃金引き上げが可能となるよう、直接的な助成金をも含めた中小企業支援策の大幅な拡充・強化を求めるものです。

### 4. 地域経済の発展を阻害する最賃の地域間格差

全労連は、47 都道府県中 27 都道府県で生計費調査を行い、埼労連も同様の調査を実施しています。この全国的な調査では、独身の若者一人の生活費は月額 22～26 万円が必要です。時間給で 1600～1700 円（月 150 時間で計算）となります。今年の最賃平均は時間給 930 円と全労連調査の最低生計費調査と比べて 500 円以上低いものにな

っています。

最低賃金の大幅引き上げは、非正規労働者だけでなく、官民を問わず正規労働者の初任給賃金を引き上げることになり、日本全体の賃金の底上げにつながるようになります。

いま、必要なのは「労働者の大幅賃金引上げ、とりわけ最低賃金の全国一律による大幅な引き上げは労働者・国民の消費購買力を促進し、内需拡大によって日本経済が活性化する」ことです。

このことはもはや動かしがたい事実です。こうした中で、現行の最低賃金が地域的に格差のあること、この「差別賃金」を是正することも大きな課題です。

日本経済の活性化は都市部集中であってはならず、地域経済の発展を促すようにしなくてはなりません。そのためにも全国一律で最低賃金を大幅に引き上げ、地域に労働力を確保することが重要であると考えます。

#### 5. 労働側委員の任命について

これまでも意見を述べていますが、埼玉地方最低賃金審議会の労働者側委員の任命に当たっては、特定の潮流に偏ることなくローカルセンターの構成に応じて任命することを要望します。

使用者代表の委員は構成する主要な団体から任命されているにもかかわらず、労働側委員は連合とその加盟組織からの推薦のある者のみが労働者代表のメンバーとして任命されています。ILO の条約勧告適用専門家委員会報告（日本案件）でも指摘されています。

広く意見を求める事からも、構成する労働団体の比率に応じて労働者委員の任命を行うことを求めます。

以上